

転出届 市外へお引越しされる皆様へ



窓口にお越しの方は、**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など）をお持ちください。

※松山市の各資格確認書等及び医療費受給者証（子ども・ひとり親家庭・重度心身障害者）は転出日以降は使用できません。（例外あり）

■の手続は市民課・各支所で手続できます

※項目内の㊦は市民課、㊧は中島支所、㊨は北条支所です。
※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。

★の手続はオンラインで手続できます



左の二次元コードからも手続が可能です。
←松山市ホームページ「オンライン手続」
※マイナンバーカードが必要な手続あり

転出 に関連するおもな手続き

住所 戸籍	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	お問い合わせ先 (市外局番 089)
転入地に引っ越した方		転入届（転入日から14日以内） ※マイナンバーカード所有者は <u>上記期間若しくは転出予定日 から30日以内のいずれか早い 日までに転入届をしないと、 カードが失効し、再交付は有料と なります</u>	・本人確認書類 ・転出証明書又は マイナンバーカード		転出先の 市区町村
マイナンバーカードをお持ちの方		・転入地でマイナンバー カードの継続利用（住所変更） ※ <u>転入届出日から90日以内に継続 利用をしないとカードが失効し 再交付は有料となります</u> ・署名用電子証明書発行申請	・マイナンバーカード ・暗証番号数字4桁 ・暗証番号英数字 6～16桁		
印鑑登録をしている方		転出予定日で自動的に登録 廃止になります。			市民課 (本館1階) 948-6337
本人通知制度を登録している方		(転出後に市外間で住所が 変わった場合など)変更届			市民課 (本館1階) 948-6342

保険 年金

国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・保険料の再計算又は精算			健康保険課 (別館3階) 948-6363
→修学のために転出する方	そのまま松山市の 国民健康保険に加入する手続	・在学証明書や学生証 など		
→住所地特例に該当する施設に 転出する方	そのまま松山市で 国民健康保険に加入します。	※健康保険課にご相談 ください		
75歳以上の方 又は65歳以上で後期高齢者医療制度に加入 している方				健康保険課 (別館3階) 948-6941
→愛媛県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください			
→愛媛県外の住所地特例に該当する 施設に転出する方	そのまま松山市で後期高齢者 医療保険に加入します。			
国民年金[1号]に加入中の方	住所変更届			転出先の 市区町村
→受給している方	(必要な場合)住所変更届			

高齢 介護

65歳以上の方	介護保険料は再計算され、 後日お知らせします。			介護保険課 (別館2階) 948-6919
→住所地特例に該当する施設に 転出する方	そのまま松山市で介護保険に 加入します。			
介護認定を受けていた方	転入地で認定引継の手続 ※転入地に住み始めた日から14日 以内に手続が必要です	(65歳未満の方) ・健康保険の資格確認書等		転出先の 市区町村

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	お問い合わせ先 (市外局番 089)
障がい 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	転入地で住所変更手続	・各手帳		転出先の 市区町村
重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	受給者資格変更届 又は喪失届	(交付されている方) ・重度心身障害者 医療費受給者証		障がい福祉課 (別館 1 階) 948-6936

こども 小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続 ※区域外就学を希望する場合は、事前に学校教育課にご相談ください	(松山の学校へ) ・転校通知書 (新しい学校へ) ・松山の学校で もらった書類		学校教育課 (第 4 別館 3 階) 948-6870
児童手当を受給している方 (職場から支給のある公務員以外)	★消滅届			
→児童のみが転出する方	★別居監護申立書			
→児童の兄弟のみが転出する方	★住所変更届 ※監護相当の状況、生計費負担の状況、職業等に変更がある場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」が必要です	※転出予定日の同月内 又は転出予定日の 翌日から 15 日以内に 手続が必要です		子育て支援課 (別館 2 階) 948-6354
児童扶養手当を受給している方	転出手続 新住所地で住所変更手続 ※㊤でも可	(松山市) ・児童扶養手当証書 (転入地) ・受給者名義の銀行通帳		子育て支援課 (別館 2 階) 948-6845
子ども医療費受給資格証をお持ちの方	★変更届又は喪失届 ※ひとり親はオンラインでの 手続不可 ※ひとり親は㊤は除く	・各受給者証		子育て支援課 (別館 2 階) 948-6888
ひとり親家庭医療費受給者証をお持ちの方				
母子健康手帳をお持ちの方	転入地で健診受診票や 予防接種手帳の受取	・母子健康手帳		転出先の 市区町村
愛顔っ子応援券(おむつ券)の 未使用券をお持ちの方				
→(四国中央市含む)県外に 転出する方	使用してから転出			子育て支援課 (別館 2 階) 948-6418
→(四国中央市除く)県内に 転出する方	転入地で引換申請	(転入地で) ・母子健康手帳 ・おむつ券		

税金 市県民税・森林環境税、固定資産税、 軽自動車税をお支払いの方	引き続きお支払いください。			納付推進課 (本館 2 階) 947-6515
---	---------------	--	--	-------------------------------

その他 犬を飼っている方	転入地又は国にマイクロチップ登録している場合、オンライン上で手続			転出先の 市区町村
-----------------	----------------------------------	--	--	--------------

松山市コールセンター
089-946-4894

〒790-8571
愛媛県松山市二番町 4 丁目 7 番地 2

開庁時間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時
※市民課のみ以下の時間、開庁しています。(祝日・年末年始除く)
木曜日の 午後 7 時まで
第 2 土曜日の 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時